

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成28年12月19日

世田谷区

1 業務内容

(1) 契約件名 「(仮称)世田谷区たばこルール」策定支援業務委託

(2) 目的

近年、区民の健康志向による受動喫煙に対する関心の高まりに伴い、たばこの煙の曝露による健康被害の不安や歩きたばこによるたばこの火の危険・ポイ捨て等の迷惑行為について、区民からの苦情や相談が多く寄せられている。

また、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向け、屋外の公共的空間での環境美化及び受動喫煙防止を促進し、区民にとって健康で安全かつ良好な環境の実現を目指し、路上禁煙地区の全区拡大を図るため、世田谷らしいたばこルールの策定を検討する。

平成29年度以降の「(仮称)世田谷区たばこルール」の作成にあたって、各種情報の整理、たばこに関する区民意識・実態調査票の設計、ルール策定にあたっての考え方を整理することを目的とする。

(3) 業務内容

以下の ~ の業務を行うこと。

<平成28年度>

世田谷区の現状と課題の整理

屋外における喫煙対策について国、都、区市町村の施策や統計資料等の収集及び分析

2012、2016年オリンピック・パラリンピック開催時点での、各開催国での屋内・屋外におけるたばこ対策の分析資料の作成

世田谷区における路上喫煙のルール化に向けた基本的な考え方の整理

たばこに関する区民アンケート調査の作成

報告書類の作成

会議の出席・記録及び助言

<平成29年度>

世田谷区の現状と課題整理

たばこに関する区民アンケート調査の実施及び集計

「(仮称)世田谷区たばこルール」の素案の作成支援

意見募集の実施・集計補助(平成29年8~9月頃)

「(仮称)世田谷区たばこルール」の作成支援

「(仮称)世田谷区たばこルール」啓発用リーフレットの作成を含む、その他周知方法及び提案及び実施(平成30年度予算に関わるものについては、平成29年8月末までに提案)

報告書の作成（成果資料及び打合せ記録等）

区民参加の企画・運営

各種会議・打合せ運営補助

（４）履行期間 契約の日から平成３０年３月下旬まで

（委託契約は年度ごとに行い、平成２８年度の履行内容が良好と認められること、予算案が区議会で議決されることを条件として、平成２９年度の契約を行う。平成２８年度の履行期限は、平成２９年３月３１日まで。）

2 参加資格条件

提案提出者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

（１） 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項（同令第１６７条の１第１項において準用する場合も含む）の規定に該当しないこと。また、同条第２項による措置を現に受けていないこと。

（２） 世田谷区の物品買入れ等競争入札参加資格を有すること。

（３） 都道府県民税及び市町村民税の滞納がないこと。

（４） 世田谷区から指名停止（入札禁止）を受けている期間中でないこと。

（５） 過去５年間（平成２４年度から平成２８年度）に国または地方公共団体において、同種又は類似業務に携わった実績を有すること。

・同種業務：国または地方公共団体から受託した、環境基礎調査・環境関連計画の策定に関する業務

・類似業務：国または地方公共団体から受託した、環境保全計画・土地利用計画・公共的ガイドライン等の策定または、街づくり事業支援に関する業務等

3 提案書の提出者を選定するための基準、選定する概数

本件では提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 手続き等

（１）担当部課

〒１５４－８５０４ 世田谷区世田谷４－２１－２７

環境総合対策室環境計画課環境計画担当 第１庁舎５階

（ 土日、祝日、平成２８年１２月２９日～平成２９年１月３日を除く午前８時３０分から午後５時まで）

電話 ０３（５４３２）２２７２ FAX ０３－５４３２－３０６２

（２）説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 平成２８年１２月１９日（月）から平成２９年１月１０日（火）まで

（ 土日、祝日、平成２８年１２月２９日～平成２９年１月３日を除く

午前８時３０分から午後５時まで）

交付場所 世田谷区ホームページにて公開及び（１）に同じ

交付方法 世田谷区ホームページからのダウンロード及び（１）の窓口で配布

（３）参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限 平成２９年１月１０日（火）午後５時まで

(土日、祝日、平成28年12月29日～平成29年1月3日を除く
午前8時30分から午後5時まで)

提出場所 (1)に同じ

提出方法 持参または郵送(締切日必着。郵送は書留郵便に限る。)

(4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限 平成29年2月2日(木)まで

土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

郵便の場合は締切日必着

提出場所 (1)に同じ

提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る)

5 提案書を特定するための評価基準及び審査方法

(1) 提出された提案書の審査は、審査委員会が別に定めた審査要領により、参加表明書、提案書、見積書、事業者ヒアリングにより総合的に評価した結果、最も優れた事業者を本件業務委託契約締結の相手方となるべき候補者とする。

< 評価基準 >

審査項目		審査の視点
参加表明書	企業実績	同種又は類似事業業務実績が十分か
	業務実施体制	動員計画に妥当性があり、業務分担が不明確・不自然でないか
	技術者実績 (管理技術者) (担当技術者)	技術者資格(技術士、RCCM等)を有しているか 同種又は類似事業の実績が十分か 世田谷区における業務実績があるか
	過去の成果品	冊子の構成、文書・図表作成等の表現力があるか
提案書	業務実施方針	業務目的、内容の理解度が高いか 行程計画と業務量の整合が取れているか
	特定テーマに対する提案	テーマの目的及び視点を適切に把握しているか 着眼点、問題点、解決方法等が適切に提案されているか 提案内容に説得力、実現性があるか 課題解決のための創意工夫がなされているか
	資料作成能力	提案内容がわかりやすく、効果的に構成されているか
	専門技術力	提案書の内容をよく補完しているか 過去の業務実績において専門技術を発揮したと認められるか
ヒアリング	取り組み姿勢	業務に対する熱意、取り組み意欲が感じられるか
	コミュニケーション能力	説明がわかりやすいか 質問に対する応答が明快かつ迅速か
見積	見積もりの妥当性	見積金額と提案内容が妥当であるか

(2) ヒアリングについて

なお、ヒアリングは以下のとおり、開催する予定である。

審査内容：提案内容について、管理技術者又は担当技術者に対するヒアリング（提案説明及び質疑応答）を20分程度行う。

説明に用いる資料は、提案書のみとし、新たな資料等の配布は認めない。プロジェクター及びパソコンを使用する場合は、2営業日前までに区に通知し、必要な機器を持参すること。

（スクリーンは区で用意）。説明は、管理技術者又は担当技術者が行うこと。

ヒアリング実施予定日：平成29年2月10日（金）

時間、場所等詳細については、別途通知する。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

- ・日本語及び日本国通貨に限る

(2) 契約等について

- ・契約保証金：免除
- ・契約書作成の要否：要
- ・審査の結果、第1順位の提案者を委託先の第1候補者として委託内容の詳細及び仕様について協議を行い、区及び候補者双方の合意に基づき契約を締結する。
- ・本プロポーザルは、契約候補者の選定を目的とし、区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。
- ・当該事業に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：無

(3) 参加表明書及び提案書の作成に関わる費用について

- ・参加申込書及び提案書の作成並びに提出にかかる業者の費用は、参加者の負担とする。

(4) 記載内容の変更について

- ・参加表明書及び提案書の提出後において、記載内容の変更は認めない。また、参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更することができない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であることを示し、発注者の了承を得なければならない。

(5) 提案者の失格について

- ・参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした提案者、若しくは審査の公平性を損なう行為を行った提案者は失格とする。

(6) 参加表明書及び提案書の取り扱い等について

- ・提出された参加表明書及び提案書は返却しない。また、選定以外の目的に使用しない。
- ・区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称ならびに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。